

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第140回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和6年8月20日（火）午後1時30分から午後2時25分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中5名（委員名簿非公開）
5 市側出席者	横山部長（都市建設部） 山田課長、由井課長補佐、黒岩主査、城田主事（都市計画課） 高木課長、宮川係長（建築住宅課）
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和6年8月21日

<p>1 会議の概要</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) あいさつ</p> <p>(3) 報告事項</p> <p>(4) 意見聴取</p> <p>(5) その他</p> <p>(6) 閉 会</p> <p>2 議事概要</p> <p>【1】報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第139回土地利用審議会議事録について …誤り等のないことを確認した。 <p>【2】意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取（1）：穂高地域特定開発第6-5号 <p>資料説明（事務局）</p> <p>○ 二点質問させていただく。</p> <p>一点目、本件は、違反、手続きを実施していない土地利用の是正のための手続きとのことだが、いつから事業を実施しているか。</p> <p>二点目、説明会に多くの住民が出席するなど、周辺住民の関心が高い。地元区との協定を締結するとのことだが、地元との合意が図られていると認識してよいのか。</p> <p>→ 一点目については、4から5年ほど前から実施しているとのことである。</p> <p>二点目について、事業実施の条件を協定書に盛り込む形で、地元区が原案を作成するとのことである。承認申請書の際には、当該文書の写しを添付することを指導している。</p> <p>○ 事業内容について、単に古物を敷地内で保管するだけなのか、それとも破碎など、騒音を伴う作業もこの場所で実施するのか。</p> <p>→ 依頼に応じて機械などを収集し、その後リサイクル業者に引き渡すことが主な業務内容になるが、騒音が発生する機械の収集・運搬については、決められた時間のみ実施するとのことである。また、事業承認後は周辺をフェンスで囲い施錠を行う計画である。</p> <p>○ 本件について、これまで地元住民も疑問に思っていたとの説明であったが、各種開発が条例</p>

手続きを経たものかどうか、周辺住民が知る方法はあるのか。

→ 今回計画地は、周辺に住宅があまり存在していないこともあり、発覚・通報が遅れたものと推察される。

条例手続きの中で、事業者による標識設置や区長への情報提供などを行っており、手続き中の開発は地元住民が把握できるように努めている。ただし、今回のような手続き不履行の開発は標識設置や情報提供等が行われないこととなるため、本件を踏まえた対策として、区長のみならず、市民に対して制度の存在、開発に際して手続きが必要となることを、改めて周知してまいりたい。

(本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないと考え)

・意見聴取（2）：三郷地域特定開発第6-6号

資料説明（事務局）

○ 二点伺う。

一点目、開発地東側に「田」があるが、引き続き水田として使用可能なのか。

二点目、計画地が接する道路を5mに拡幅する計画だが、開発区域が接していない箇所、具体的には開発地西側部分は道路拡幅が計画されていないが、問題はないのか。

→ 一点目について、地目は田だが、現状でも水利の引き込みはなく、畑として利用しているものと思われる。また、水田としての利用を希望する場合には、近くの水路から水利を引き込むこともできる地理条件である。

二点目については、区域外西側部分は、道路幅が概ね5mとなっており、問題はないものと考えている

(本案件については、所定の手続きを進めていただき問題ないと考え)

・意見聴取（3）：三郷地域特定開発第6-10号

資料説明（事務局）

○ 合併前からの公園計画とのことだが、なぜここまで時間がかかったのか。

→ 黒沢川の治水施設に含まれる可能性があった。その後、今回予定が含まれないことが決定した中で、公園敷地としての活用に関する検討が本格化したところである。

○ 公園敷地の拡張とのことだが、既存の公園はどういった位置づけの公園なのか。

→ 平成16年、旧三郷村時代に50周年記念事業として着工し、平成19年に竣工した公園となる。

(本案件については、所定の手続きを進めていただき問題ないと考え)

【3】その他

・次回審議会日程

以上